ＶＨＦ帯共用検討グループの検討状況（その２）（案）

1. ＶＨＦ帯共用検討グループの検討経緯

第８回作業班会合において、ＶＨＦ帯共用検討グループの検討課題となっていた、

(1)ＶＨＦ帯における隣接システム間の共用条件

(2)周波数有効利用の観点から適切な周波数配置

について報告を行ったが、この時点では自営通信グループと放送グループとの間で合意に達した検討結果の報告はできず、双方の主張を羅列した状況にあった。

作業班会合の場でも議論を進めたが、互いの主張について一定の理解は深められたものの、最終的には合意に至らず、委員会報告までの間に更に議論を進める事が決定された。

その後、第５回ＶＨＦ帯共用検討グループ会合において、調整案が提案され、審議の結果、委員会への課題回答案が承認された。

2. 共用条件について

周波数有効利用を念頭に、自営通信および放送双方のシステムを想定し、以下の前提条件でガードバンド等の共用条件の検討を行った。

(1)放送はＶＨＦ帯ローバンドの１８ＭＨｚを含む３５ＭＨｚ幅を、自営通信はＶＨＦ帯ハイバンドの３５ＭＨｚ幅を使用する

(2)お互いの帯域内に、適切なガードバンドを設ける

第８回作業班会合での報告は、帯域共用条件の具体的検討においては、アドホックグループにおける検討の時間的あるいは体制的な制約等もあることから現段階において、自営通信および放送グループ双方で、充分な技術的かつ定量的な検討結果を踏まえた状況に至っていないことを理由に、答申の前に、さらに当該検討を行って共用のための定量的な条件も明らかにすることが必要とする自営通信グループと、一定の条件下での共用は可能であり、具体的な共用条件は運用主体やサービス要件が明確になり、システムや置局条件が明確になった段階で明らかにすべきとする放送グループとで意見が分かれていた。

第５回ＶＨＦ帯共用検討グループ会合では、相互のシステムの与干渉レベルは同等で環境雑音(都市雑音)レベルを目標とすることやガードバンドを５ＭＨｚとして、この実現のために双方のシステムが、あらゆ

る技術的手段を講ずる等の付帯条件を付した上で、ＶＨＦ帯のハイバンドを共用する調整案が提案され、審議の結果、了承された。（詳細は、資料 2022-VU 作-VHFad5-3 による）

3. 周波数配置について

第８回作業班会合においては、以下を主な理由として、自営通信グループ、放送グループ双方とも高い周波数帯の割当が望ましいことを報告した。

(1) 放送グループ：携帯電話のようなコンシューマ機器を対象とする放送受信機を考慮した場合、周波数が高い方が端末を小形化しやすいこと

(2) 自営通信グループ：送信部を含めた端末の小形化や受信ダイバーシティの観点からアンテナ相関を確保するためには周波数が高い方が有利なこと

第５回ＶＨＦ帯共用検討グループ会合においては、「経済効果や両システムの端末機の大きさや普及数、ユーザーの利便性を考慮して、より小型化に対する要求が大きいのは携帯電話のようなコンシューマ機器を想定する放送システムであること」を理由に、ＶＨＦ帯のハイバンドにおいて放送用途に高い周波数を割り当てることが審議の結果、了承された。

4. 検討結果

以上の議論を踏まえ、ＶＨＦ帯のハイバンドを自営通信と放送とで共用するための条件として、以下の結論を得た。

(1) １７０～２０５ＭＨｚを自営通信用途に割り当てる。

(2) ２０５～２２２ＭＨｚを放送用途に割り当てる。

(3) ２０５ＭＨｚを中心に、図１のように現段階では５ＭＨｚ幅のガードバンドを設ける。ただし、所定の与干渉雑音レベルの条件を満足する場合は、自営通信、放送双方ともガードバンド帯も使用できることとする。

(4) 双方のシステムの与干渉雑音レベルは同等とする。

(5) 与干渉雑音レベルは環境雑音（都市雑音）を目標値とする。

(6) ガードバンドを除く有効帯域幅を確保できない場合や、実用可

能な与干渉雑音レベルを実現できないなど、上記(3)～(5)の条件を満足できない場合は、双方の所要周波数帯域幅（３５ＭＨｚ：１７ＭＨｚ）の見直しも含めた審議・再調整を行う。

詳細は、別紙、資料 2022-VU 作-VHFad5-3 による。

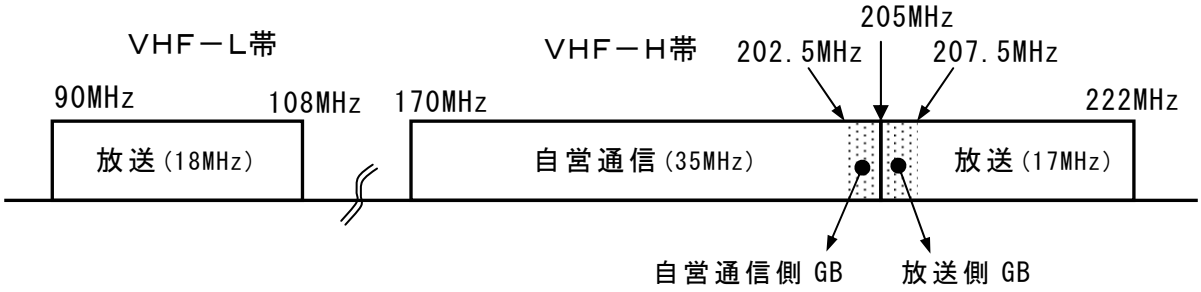

図１．委員会からの前提条件を踏まえた周波数配置の検討結果

以 上